

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する規則のあらまし

- 1 地方公務員法の一部改正及び大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例の制定に伴い、同法及び同条例において規則で定めることとされている事項について定めます。
- 2 地方公務員法第38条の2第4項の規定により規則に委任された「長の直近下位の内部組織の長に準ずる職」として、理事級の職を規定します。
- 3 再就職の届出等に必要な様式を定めます。
- 4 この規則は、平成28年4月1日から施行します。